

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月23日

多賀城市監査委員 菅野昌治
多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類 定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対象	監査実施日	実施場所	講評実施日
会計課	3月9日(水)	監査委員事務局	3月23日(水)
選挙管理委員会事務局	3月11日(金)	選挙管理委員会事務局	
市立図書館	3月14日(月)	市立図書館	指摘事項無しのため、講評省略
議会事務局	3月15日(火)	監査委員事務局	

2 監査の範囲及び方法

この監査は、平成27年度(監査時点まで)の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

平成28年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行なわれていると認められたが、職員の時間外勤務手当の支給に誤りがあった。また、軽微な誤りについて訂正を要するものも見られた。

今後はこれらのことに留意し、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対	象	会計課
実	施	日
		平成28年3月9日（水）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するものなし	
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 時間外勤務手当関係 週休日の振替命令が庶務管理システムへ入力されなかったために、100分の25の時間外勤務手当が支給されなかったもの 1件	
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの (1) 時間外勤務命令簿関係 所属長押印なし 1件 (2) 出勤簿関係 ・ 週休日の振替命令により出勤した日曜日について、出勤簿に押印がないもの 3件 ・ 始業時間より年休取得しその後出勤した日について、出勤簿に出勤表示がないもの 1件 ・ 始業時間より出勤した日について、出勤簿に押印がないもの 1件	

平成28年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行なわれていると認められた。

なお、軽微な誤りについて訂正を要するものが見られたので、留意の上、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対	象	選挙管理委員会事務局
実	施	日
		平成28年3月11日（金）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの なし	
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの なし	
3	<p>監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの</p> <p>(1) 時間外勤務命令簿関係 所属長押印なし 1件</p> <p>(2) 契約事務関係（見積書の徴収について） 投票所使用パソコンの借上げについて、一者のみで見積書徴収により契約を締結しているが、借上げ対象物がパソコンであることから競争させることは可能であると思われる。二者以上からの見積書徴収により業者を決定されたい。</p> <p>(3) 選挙運動用自動車交付金の歳出について 選挙運動用自動車の借上料及び燃料代について、公費負担額と、各種根拠書類記載の金額とが一致していないものが数件見られた（公費負担額に誤りは無かった）。公費負担の審査にあたっては、根拠書類の確認及び書類間の突合を徹底されたい。</p>	

平成28年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。今後も事務事業の執行に当たっては、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	市立図書館
実 施 日	平成28年3月14日（月）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの なし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの なし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの なし

平成28年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。今後も事務事業の執行に当たっては、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象	議会事務局
実 施 日	平成28年3月15日（火）
1	改善を要するもので、措置状況報告を要するもの なし
2	改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの なし
3	監査実施時に判明した軽微な訂正を要するもの なし